居宅介護支援
重要事項説明書

（ケアプランの作成に関する説明書）

姫路市社会福祉協議会

すこやか介護支援センター

介護保険事業所番号　2874000025

姫路市栗山町151－2

TEL0120-108-999（通話無料）

居宅介護支援　重要事項説明書

（令和8年6月1日　現在）

お客様がご利用されようとする居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい重要事項をご説明いたします。分かりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1. 事業者概要について

法人格・名称	社会福祉法人　姫路市社会福祉協議会
所　在　地	兵庫県姫路市安田三丁目1番地
連　絡　先	総務課　電話　079-222-4212　FAX 079-222-4256
代　表　者	理事長　竹田　佑一
設立年月日	昭和26年3月22日　設立
事業内容	ふれあい食事サービス事業、ふれあいネットワーク事業、子育て支援事業、ふれあいサロン事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業、第一号訪問事業、通所介護事業、第一号通所介護事業、（介護予防）福祉用具貸与・福祉用具販売事業、障害福祉サービス事業、移動支援事業、法人後見事業、入退院等支援サービス事業、その他社会福祉に関する事業

2. お客様に居宅介護支援サービスを提供する事業所について

（1）事業所の所在等

事業所名	姫路市社会福祉協議会すこやか介護支援センター
所在地	兵庫県姫路市栗山町151－2　栗山別館　3階
連絡先	電話　079-224-3322　FAX　079-222-4222
事業指定番号	指定番号　2874000025 指定年月　平成12年4月1日
事業開始時期	平成12年4月1日
サービス提供する実施地域	姫路市域内（家島町を除く） （地域以外の方で、利用ご希望の方はご相談下さい）

（2）事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護者等がその心身の状況や置かれている環境に応じて、本人や家族の意向を基に、居宅サービス等を適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共にサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他便宜の提供を行います。
事業の方針	（1）　お客様が要介護の状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し援助を行います。

	（2） 事業を行うに当たっては常に、お客様の人格を尊重し、お客様の立場に立ったサービスを提供します。 （3） 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町や地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、医療・保健・福祉サービスを提供する機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業所の従業員について

事業所の管理者	主任介護支援専門員　涌水　靖代

職　種	員 数	業 務 内 容	勤務体制
介護支援専門員	2名以上	居宅介護支援の提供を行います	常勤専従１名以上 常勤兼務 １名

4. 営業日・営業時間について

営　業　日	月曜日から金曜日まで（祝日、国民の休日及び 12 月 29 日から１月３日までを除く）
営 業 時 間	午前8時35分から午後5時20分

5. 営業時間外の相談体制について

営業時間外の相談については、必要に応じて以下の電話番号で相談を承ります。

営業時間外の専用電話番号　079－287－1322

6. 提供するサービスの内容と料金について

(1)サービス内容

別紙「居宅介護支援サービスの流れ」参照

(2)料金

厚生労働大臣の定める基準額

現在は1ヵ月につき　要介護1・2　の方　15，386円

要介護3・4・5の方　18，704円

（加算、減算のある方があります）

各種加算は以下の通りです。

・初回加算　3，063円
・入院時情報連携加算（Ⅰ）　2，552円
・入院時情報連携加算（Ⅱ）　2，042 円
・退院・退所加算（Ⅰ）イ　4，594円
・退院・退所加算（Ⅰ）ロ　6，126円
・退院・退所加算（Ⅱ）イ　6，126円
・退院・退所加算（Ⅱ）ロ　7，657円
・退院・退所加算（Ⅲ）　9，189円
・緊急時等居宅カンファレンス加算（月に2回を限度）　2，042円
・ターミナルケアマネジメント加算　4，084円

・特定事業所医療介護連携加算　　1，276円
・通院時情報連携加算　　510円
・介護職員等処遇改善加算　　当該月の合計額に 2.1%相当額が加わります

注1. 介護保険が適用される場合は、上記の料金は直接介護保険から事業所に給付されますので、お客様のご負担はありません。

注2. お客様に介護保険料の延滞があり、法定代理受領サービスを利用できないことにより、償還払いとなる場合には、一旦利用料金を全額負担いただきます。その場合、サービス提供証明書を発行します。

注3. 事業所は、国の定める特定事業所に該当します。特定事業所とは、ケアマネジメントの質の向上や独立性・中立性の向上を推進している事業所です。これらの観点から「特定事業所加算」として通常の基準額より4，298円加算されています。

7. その他の費用について

交　通　費	姫路市域内のお客様は、利用料金に含まれておりいただきません。ただし、お客様の居宅が通常の事業実施地域外に在るときは、お客様に次の料金をご負担していただきます。 (1)公共交通機関を利用する場合　実費 (2)自動車を利用する場合　　1kmにつき10円のガソリン代
複写物の交付	1枚につき10円(その都度お支払い下さい。)

8. 介護支援の担当者(介護支援専門員)について

(1)介護支援専門員のお客様宅への訪問頻度の目安について

事業所の介護支援専門員が、お客様の状況を把握するために、原則として月に1回、お宅を訪問し面接いたします。

また、お客様からご依頼がある場合や、居宅介護支援業務の遂行上不可欠であると認められる場合でお客様の承諾を得た場合は、介護支援専門員はお客様のお宅を訪問します。

(2)居宅介護支援の提供にあたって

①お客様は介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。

②お客様は介護支援専門員に対し、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

③事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の状況は別紙のとおりです。

(3)入院時における医療機関との連携

お客様が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合は、担当の居宅介護支援事業所(介護支援専門員の氏名)及び連絡先を伝える必要があり、事前にお客様又はお客様のご家族に情報提供の協力を求めさせていただきま

す。

（4）介護支援専門員の変更

①担当の介護支援専門員の変更を希望される場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。

②事業者の都合により、介護支援専門員を交代させる場合は、交代の理由を明らかにし、名刺をお渡しすることにより、交代後の介護支援専門員の氏名を通知します。

（5）介護支援専門員の禁止行為

介護支援専門員は、サービス提供契約以外の営利行為、宗教勧誘、金品の授受や賃借、私的訪問や私的契約、保証人になる等の行為は一切行いません。

9. 事業者の責務について

（1）居宅介護支援の提供内容の記録について

お客様に提供したサービス提供の記録は、5年間保管します。記録については、お客様とお客様の後見人（必要に応じお客様のご家族を含む）に限り、閲覧および写しの交付が可能です。

（2）秘密保持と個人情報の保護について（守秘義務）

事業者および従業員がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービスを提供するために、サービス担当者会議等で、お客様もしくはご家族の情報を使用する必要があります。この場合には、あらかじめお客様もしくはご家族に説明し、同意を得た上で使用します。同意を得た場合は、同意書に署名・捺印をいただきます。なお、情報使用にご同意いただけない場合は、円滑なサービス調整が出来ず一体的なサービスが提供できない場合もございます。

ただし、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（3）身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびお客様またはそのご家族から求められた時は、いつでも身分証を提示いたします。

（4）賠償責任について

①事業者は、サービスの提供にあたり、お客様やご家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにお客様やご家族に対して損害を賠償します。ただし、事業者に過失がなかった場合はこの限りではありません。

②事業者は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「損害賠償保険」に加入しています。詳細内容について、お知りになりたい場合は事業者までご連絡下さい。

（5）虐待防止のための措置について

①事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、次の措置を講ずるものとします。

・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
・虐待防止・身体拘束適正化のための指針を整備します。
・虐待を防止するための従業者に対する研修（年1回以上）を実施します。
・虐待の防止に関する責任者、担当者を設置します。
・成年後見制度の利用を促進します。
・利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
・その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

②事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者・障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10. ハラスメント行為等の禁止について

ハラスメント行為等を防止し、円滑なサービス提供を行うため、契約書第5条第1項第2号の遵守をお願いいたします。お守りいただけず、円滑なサービス提供に支障が生じる場合は契約を解除することがあります。なお、同号ウ～オの例を下記に例示しますのでご確認下さい。

（1）身体的暴力（身体的な力を使い危害を及ぼす行為）

※職員が回避したため危害を免れたケースを含みます

例：・コップを投げる
・蹴る
・手を払いのける
・たたく
・手をひっかく
・つねる
・首を絞める
・唾を吐く
・服を引きちぎる

（2）精神的暴力（個人の尊厳や人格を否定する言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：・大声を発する
・怒鳴る
・気に入っている職員以外に批判的な言動をする
・威圧的な態度で苦情を言い続ける
・刃物を胸元からちらつかせる
・家族が利用者の発言を鵜呑みにし理不尽な要求をする

（3）セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

例：・必要もなく手や腕をさわる
・抱きしめる
・裸の写真を見せる
・業務中あからさまに性的な話をする
・卑猥な言動を繰り返す
・サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる
・業務中の職員の衣服に手を入れる

11. 緊急時の対応

サービス提供中にお客様に緊急の事態が発生した場合、速やかにお客様の主治医及び家族等に連絡を行います。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じます。

12. 相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情などがございましたら、事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

①事業者が提供するサービスについて
②居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについて

サービスの相談や苦情の窓口（姫路市社会福祉協議会の窓口）

すこやか介護支援センター相談・苦情受付窓口	姫路市栗山町151－2 電話番号　079－224－3322 FAX　　079－222－4222 受付時間　午前8時35分～ 午後5時20分 苦情受付担当者　島田　慎也 苦情解決責任者　瀬崎　智紀 相談担当者　担当ケアマネジャー

事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口でも受付けています。

第三者委員　黒津　美智子	電話番号　079－245－2997 受付時間　午前９時～午後５時
第三者委員　山口　兼弘	電話番号　079－222－1271 受付時間　午前９時～午後５時

姫路市介護保険課	姫路市安田4丁目1番地 電話番号　079－221－2923 FAX　　079－221－2925
兵庫県高齢政策課	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号　078－362－3189 FAX　　078－362－9470
兵庫県国民健康保険団体連合会	神戸市中央区三宮町1―9－1－1801 電話番号　078－332－5617

13. 重要事項を説明した年月日

説明場所	□お客様の自宅 □事業所　　姫路市栗山町151－2 □上記以外の場所
説明年月日	令和　　年　　月　　日 午前・午後　　時　　分から午前・午後　　時　　分

居宅介護支援の提供開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　所在地　　姫路市安田三丁目1番地
名称　　社会福祉法人
姫路市社会福祉協議会
代表者職・氏名　理事長　竹田　佑一　　印

説明者　所属　　姫路市社会福祉協議会
すこやか介護支援センター

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

令和　　年　　月　　日

私は、本書面により事業者から重要な事項の説明を受け、同意しました。

お客様　　住所

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人（署名代行者）

住所

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

お客様との続柄

立会人　　住所

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

お客様との続柄

姫路市社会福祉協議会

すこやか介護支援センター

介護保険事業所番号　2874000025

姫路市栗山町151－2

TEL0120-108-999（通話無料）